

長寿祝金を贈呈します！

～今年度より、記念品の贈呈から長寿祝金などの贈呈に変更となりました～
市では、ご長寿をたたえ、下記の方へ長寿祝金などを贈呈します。

	米寿（88歳）	百寿（100歳）	最高齢
対象者	9月1日に常総市にお住いの方		
	昭和10年4月1日～昭和11年3月31日までの間に生まれた方	大正12年4月1日～大正13年3月31日までの間に生まれた方	市内最高齢の方
贈呈品 (市・社協・国・県から)	・長寿祝金	・長寿祝金 ・記念品 ・褒状 ・銀杯	・長寿祝金 ・記念品 ・褒状
贈呈方法	口座振込※1	訪問 9月30日（土）	訪問 9月30日（土）

※1 米寿対象の方の贈呈について

米寿対象の方へ長寿祝金の受取口座記入書を郵送しています。受取口座記入書の提出がないと、長寿祝金を贈呈できません。

▶受取口座記入書の提出方法

- ・返信用封筒にて提出
- ・㊟幸せ長寿課または㊟暮らしの窓口課窓口へ提出

▶振込日について

初回贈呈日：9月15日（金）

8月25日（金）までに受取口座記入書を提出いただいた方が対象です。

※以降に提出いただいた方は適宜贈呈します。

▶ご注意

長寿祝金贈呈の対象となる方は、9月1日かつ受取口座記入書の記入日までにご存命の方です。

※対象者が亡くなった後のご家族による受取口座記入書の提出については長寿祝金の贈呈対象外となりますのでご注意ください。



◆問い合わせ＝㊟幸せ長寿課（内線4260 4262）

市報を見た方！初回相談無料です。

完全予約制です



弁護士法人
萩原総合法律事務所
常総支所
常総市水海道山田町1120-2 田内ビル
(294号沿い 山田北信号南)



ご予約はこちらから

☎0297-44-9954

※初回の方限定とさせていただきます。
※事情によりお断りさせていただくこともございます。

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継

